

共同処理センター事務に関する協定変更協定書

池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が、平成23年9月28日付けで締結した共同処理センター事務に関する協定書の一部を次のように変更する協定を締結し、この協定書による変更内容については、平成24年4月1日から適用するものとする。

第4条を次のように改める。

(関係市町の負担金の額)

第4条 幹事市以外の所管市町（以下「他市町」という。）が幹事市に交付する負担金の額は、センター事務ごとに、当該事務に要する全ての経費の合計額に次に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合計とする。

- (1) 10分の1を所管市町の数（幹事市は3分の2として算出）で除して得た割合
- (2) それぞれの他市町に係る最近の3月31日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者の数（以下「人口」という。）が全ての所管市町に係る同日現在における人口の合計に占める割合に10分の5を乗じて得た割合
- (3) それぞれの他市町に係る最近の3月31日現在における面積が全ての所管市町に係る同日現在における面積の合計に占める割合に10分の1を乗じて得た割合
- (4) それぞれの他市町に係る最近の標準財政規模の額が全ての所管市町に係る最近の標準財政規模の額の合計額に占める割合に10分の3を乗じて得た割合

2 前項の規定により算定したセンター事務ごとの額に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。

第5条第1項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 任用

第12条を削り、第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(解任)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、共同処理センターの職員が職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合は、幹事市の長は、他市町の長との協議により解任することができるものとする。

2 規約に定めるところによる選任の期間中に共同処理センターの職員が死亡したときは、死亡の直前に解任されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年(2012年)12月25日

池田市城南一丁目1番1号

池田市

池田市長 小 南 修 身

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市

箕面市長 倉 田 哲 郎

豊能郡豊能町余野414番地の1

豊能町

豊能町長 田 中 龍 一

豊能郡能勢町宿野28番地

能勢町

能勢町長 山 口 禎